

後期高齢者医療制度に係る国の動向

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰による、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる「**高齢者医療制度改革会議**」を設置（座長：岩村正彦東京大学大学院教授）

1 検討に当たっての基本的な考え方

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する。
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する。
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う。

2 会議の開催状況

(1) 第 1 回会議（平成 21 年 11 月 30 日開催）

平成 25 年 4 月から施行する新しい高齢者医療制度のスケジュール案を提示し、新制度は「地域保険としての一元的運用」に向けた改革の第 1 段階と位置付け、新制度の議論と同時に、国保の広域化を話し合うことを確認した。

<スケジュール>

- ① 平成 22 年夏を目途に「中間とりまとめ」を策定
- ② 平成 22 年末に「最終とりまとめ」を策定
- ③ 平成 23 年 1 月に関連法を国会に提出（平成 24 年度末で現行制度廃止）
- ④ 平成 23 年春に法案の成立
- ⑤ 2 年間で政省令の制定、システム改修、実施体制の見直し・広報などの施行準備を実施
- ⑥ 平成 25 年 4 月から新制度施行

(2) 第 2 回会議（平成 22 年 1 月 12 日開催）

各委員が提出した資料を基に全体的なフリーディスカッションが行われ、運営主体について、保険者は都道府県単位にすべきとの意見が多く出た。

(3) 第 3 回会議（平成 22 年 2 月 9 日開催）